

在留邦人子女に対するいじめ相談窓口の設置

2018年5月2日

日本国内の学校においては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、各学校に対しいじめ防止に関する措置等の対応が求めてられておりますが、今般、文部科学省より、海外においても以下のとおり公益財団法人海外子女教育財団において、在留邦人子女に対するいじめ相談窓口を設置し、海外でのいじめ相談についても対応することとなった旨連絡がありましたので、その旨お知らせいたします。

<いじめ相談窓口>

公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム

TEL：+81-3-4330-1352

受付時間：月～金曜日 10時～16時（日本時間）

メールアドレス：sodanjigyo@joes.or.jp

受付時間：随時

【参考】

公益財団法人 海外子女教育財団とは

海外に勤務する邦人の子女および海外勤務を終了し本邦に帰国した邦人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、もってわが国の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的とする（昭和46年設立）

ホームページ：<http://www.joes.or.jp/>

（問い合わせ窓口）

在ブルガリア日本国大使館領事班

電話：（国番号359）2-971-2708（代）

HP：http://www.bg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
